

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年5月12日

石川県監査委員	室谷弘幸
同	吉田修
同	村上勝
同	作田有子

(別紙)

歴博第387号の1
令和7年12月26日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
工事事務において、監督員と検査員を兼務していたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	歴史博物館	今後は財務規則等の規定を熟読するとともに、工事内容を十分に把握した監督員と検査員をそれぞれ選任または任命し契約の適正な履行を確保する。

歴博第387号の2
令和7年12月26日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	歴史博物館	今後は自動販売機の電気料金の徴収に当たっては、基本料金部分についても算定根拠に含めて調定を行い、適正な収入事務の執行に努める。